

中小・小規模事業者のための

「消費税軽減税率制度対策セミナー」

～今からでもできる！軽減税率の基礎知識と実務上の重要ポイントを学ぶ～

平成31年10月1日より消費税率が10%へ引き上げられると同時に、低所得者対策として「軽減税率制度」が実施されます。本制度では、食料品や新聞などの対象品目の税率が8%になります。これにより、8%と10%の複数税率になるため、事業者の皆様は、新たな事務作業が必要となります。食料品や新聞を取り扱わない事業者や免税事業者には関係ないことと思ってしまうがちですが、実際はそうではありません。全ての事業者に影響があります。本セミナーでは、自社にとって必要な対策を計画的に準備していただくために、制度の概要と開始後に変更となる事務作業、支援施策などについてわかりやすく解説いたします。

開催要項

日 時 平成30年9月27日(木) 18:00～20:00

会 場 美祢市商工会・本所 受講料 無料

問 合 せ 【本所】0837-52-0434 【秋芳支所】0837-63-0077

【美東支所】08396-2-0108

主 催 美祢市商工会・山口県商工会連合会



内 容

- ◇軽減税率制度の概要 ◇帳簿・請求書等の記載と保存
- ◇インボイス制度の導入 ◇税額計算の特例 ◇軽減税率対策補助金
- ◇質疑応答 ※制度開始前に特に準備しておくべきことの要点！

講 師

中国税理士会厚狭支部 安村 敏章 税理士



(切り取らずに送信してください)

美祢市商工会・美東支所 行 FAX：08396-2-0109

『消費税軽減税率制度対策セミナー』参加申込書 申込締切日：9月20日(木)

事業所名			受講者名
所在地			
連絡先	TEL	FAX	

※ご記入頂いた情報は、本セミナーの事務処理の目的以外で使用することはありません。